○国立大学法人徳島大学職員給与規則

平成１６年４月１日

規則第８号制定

目次

第１章　総則（第１条―第１１条）
第２章　基本給（第１２条―第２２条）
第３章　賞与（第２３条―第２５条）
第４章　諸手当（第２６条―第４１条の２）
第５章　給与の特例等（第４２条―第４５条）
第６章　規則の実施（第４６条・第４７条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人徳島大学職員就業規則（平成１６年度規則第７号。以下「就業規則」という。）第３２条の規定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第２条　職員の給与に関しては、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当とする。

２　基本給は、基本給月額及び基本給の調整額からなるものとする。

３　賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。

４　諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当、看護補助手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当とする。

５　第１項及び第７条第１項の規定にかかわらず、職員に対し、制服を給与の一部として無料で貸与する場合がある。この場合、第１項に規定する給与を調整することはない。

（研究部長及び病院長の給与）

第３条の２　前条の規定にかかわらず、研究部長及び病院長の給与については、研究部長及び病院長を国立大学法人徳島大学役員給与規則（平成１６年度規則第１０号。以下「役員給与規則」という。）第４条第２項第２号に規定する理事とみなして、役員給与規則の規定を準用して得られる額を、支給するものとする。

（給与の支払日等）

第４条　基本給は、その月の月額の全額を毎月１７日に支給する。ただし、１７日が日曜日に当たるときは１５日（１５日が休日に当たるときは１８日）、土曜日に当たるときは１６日（１６日が休日に当たるときは１５日）、休日（月曜日に限る。）に当たるときは１８日に支給する。

２　基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを精算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その精算時期を遅らせることがある。

３　賞与は、毎年６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

４　管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当及び看護補助手当は、基本給の支給日に支給する。

５　特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。

（給与の即時払）

第５条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、前条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1)　退職し、又は解雇されたとき

(2)　本人が死亡したとき

（非常時払）

第６条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第４条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1)　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2)　本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3)　本人又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により、１週間以上にわたって帰郷する場合の費用にあてるとき

(4)　その他特に必要と認めたとき

（給与の支給原則等）

第７条　給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、給与からこれを控除して支給す

る。

(1)　源泉所得税

(2)　住民税

(3)　共済組合保険料

(4)　雇用保険料

(5)　前各号に定めるもののほか、労基法第２４条第１項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

３　第１項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等に振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第８条　第４条第１項の規定にかかわらず、月の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその月の基本給は日割計算により支給する。

(1)　新たに職員となり、又は退職（死亡による退職を除く。）し、若しくは解雇された場合

(2)　昇格、昇給、降格又は基本給表の適用を異にする異動等により基本給月額に異動を生じた場合

(3)　就業規則第１７条の規定により休職にされ、又は同規則第１９条第１項から第２項及び第６項の規定により復職した場合

(4)　国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成１６年度規則第２０号。以下「労働時間規則」という。）第２９条の規定により育児休業を取得し、又は育児休業の期間が満了し職務に復帰した場合

(5)　労働時間規則第３１条の規定により自己啓発等休業を取得し、又は自己啓発等休業の期間が満了し職務に復帰した場合

(6)　労働時間規則第３２条の規定により配偶者同行休業を取得し、又は配偶者同行休業の期間が満了し職務に復帰した場合

(7)　就業規則第４２条第１項第３号により停職にされ、又は停職期間が満了した場合

(8)　就業規則第４２条第１項第４号により出勤停止にされ、又は出勤停止期間が満了した場合

２　前項の日割計算は、その月の総日数から労働時間規則第１４条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

３　前２項の規定は、管理職手当、初任給調整手当、調整手当、広域異動手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当及び看護補助手当の支給について準用する。

４　第１項第３号から第８号に該当する場合の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給については、第２項を準用する。

５　前各項の規定にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月の末日まで勤務したものとして基本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住

居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当及び看護補助手当を支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第９条　第３８条から第４０条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給、基本給に対する調整手当及び広域異動手当、管理職手当、初任給調整手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当及び看護補助手当の月額の合計額を１か月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、第３８条及び第３９条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、その勤務が、正規の勤務時間外及び休日に第３３条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務１時間当たりの手当の額（１日単位で支給されるものにあっては、その額を７．７５で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第１０条　この規則により計算した額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。ただし、この規則に別段の定めのある場合は、この限りでない。

第１１条　（削除）

第２章　基本給

（基本給月額）

第１２条　基本給月額は、次条の基本給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

（基本給月額の決定等）

第１３条　職員の受ける基本給月額は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

２　基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

(1)　一般職基本給表（別表第１）

(2)　技能職基本給表（別表第２）

(3)　教育職基本給表（別表第３）

(4)　医療職基本給表（別表第４）

(5)　看護職基本給表（別表第５）

３　各基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

４　第２項の基本給表に定める基本給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。ただし、大学の運営上やむを得ない事由により、基本給月額を改定する場

合は、この限りでない。

（基本給の調整額）

第１４条　基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊で、同一の基本給月額によることが適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、基本給の調整額を支給することができる。

２　基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が基本給月額の１００分の４．５を超えるときは、基本給月額の１００分の４．５に相当する額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の１００分の２５を超えるときは、基本給月額の１００分の２５に相当する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（初任給）

第１５条　新たに採用する者の初任給は、その者の職務、学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第１６条　教育職基本給表の適用を受ける職員のうち就業規則第１４条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

２　教育職基本給表以外の基本給表の適用を受ける職員のうち勤務成績が優秀な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、１級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第１７条　就業規則第２６条又は第２６条の２の規定により降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に降格させることができる。

（管理職任期制の適用を受けていた職員の特例）

第１７条の２　医療技術部長、看護部長、副看護部長及び副栄養部長並びに技術部門長及び副技術部門長（以下「任期付管理職」という。）の職にあった者が、引き続き任期付管理職以外の職員になった場合には、その者が従事する職務に応じ、級の格付けを行うことができる。

（基本給表を異にする異動等における級の格付け）

第１８条　職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種及び職務に応じ、級の格付けを行う。

（昇給）

第１９条　職員を昇給させようとする場合は、その者の昇給の時期の前１年間における勤務成績に応じて、別表７に定める号俸数の号俸に基づき行うものとする。

２　職員の受けている号俸がその属する職務の級における号俸の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

３　職員を昇給させた場合に、その属する職務の級における号俸の最高号俸を超える場合は、昇給させることができない。ただし、号俸数を調整しその属する職務の級における号俸の最高号俸を超えない場合は、調整した号俸数の範囲内で昇給させることができる。

４　前３項の規定にかかわらず、大学の運営上やむを得ない事由がある場合には、昇給の号俸数を調整し、又は昇給を行わないことがある。

第２０条　（削除）

（昇給の時期）

第２１条　第１９条に規定する昇給の時期は、１月１日に行う。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、この規定にかかわらず行うものとする。

（上位資格等を取得した場合における基本給月額の決定）

第２２条　職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格等を取得した場合には、上位の基本給月額をその者の基本給月額として決定することができる。

第３章　賞与

（賞与の支給）

第２３条　賞与は、期末手当及び業績手当として、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、第４条第３項で定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、死亡し、又は就業規則第２７条第１項の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

（期末手当）

第２４条　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２２．５（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、学長が定める職員を除く。第２５条及び附則第１３項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０２．５）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６か月　１００分の１００

(2)　５か月以上６か月未満　１００分の８０

(3)　３か月以上５か月未満　１００分の６０

(4)　３か月未満　１００分の３０

２　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は解雇された職員にあっては、退職し、死亡し、又は解雇された日現在。附則第１０項第４号において同じ。）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

３　一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して学長が定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（学長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に１００分の２５を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第１項の期末手当基礎額とする。

４　第１項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

５　前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第２４条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、第２３条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第４２条第１項第１号の規定により懲戒解雇となった職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第２７条の規定により解雇された場合

(3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前２号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２４条の３　学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国立大学法人徳島大学職員懲戒規則（平成１６年度規則第２６号）第５条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（業績手当）

第２５条　業績手当の額は、業績手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する業績手当の額の、その者の所属する職員の区分ごとの額は、当該職員の業績手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は解雇された職員にあっては、退職し、死亡し、又は解雇された日現在。附則第１０項第５号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５（特定管理職員にあっては、１００分の１

２２．５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

２　前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

３　第２４条第３項の規定は、第１項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第３項中「前項」とあるのは、「第２５条第２項」と読み替えるものとする。

４　前２条の規定は、第２３条の規定による業績手当の支給について準用する。

５　前各項の規定に関するもののほか、業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　諸手当

（管理職手当）

第２６条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職」という。）に対して、これを支給する。

２　前項の管理職の範囲については、別に定める。

３　管理職手当の月額は、その者の職責に応じて、次の各号に掲げる区分ごとに、別に定める額とする。

(1)　Ⅰ種

(2)　Ⅱ種

(3)　Ⅲ種

(4)　Ⅳ種

(5)　Ⅴ種

(6)　Ⅵ種

(7)　Ⅶ種

(8)　Ⅷ種

４　管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）第７条に規定する業務災害又は通勤災害（以下この規定の第４２条において「業務災害又は通勤災害」という。）に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（初任給調整手当）

第２７条　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額５１，１００円を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、採用の日から１年を経過するご

とにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

２　在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

３　初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第６に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が４年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては６年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

４　初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第１７条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第６の適用については、当該休職の期間（第４２条の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

５　第１項又は第２項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第３項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が３５年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第２８条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるもの（以下「一般職９級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　満２２歳に達する日（満２２歳の誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の３月３

１日までの間にある子

(3)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

(4)　満６０歳以上の父母及び祖父母

(5)　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

(6)　重度心身障害者

3　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「一般職８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。

4　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　新たに職員となった者に扶養親族（一般職９級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

6　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が

月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、死亡し、又は解雇された場合においてはそれぞれが退職し、死亡し、又は解雇された日、一般職９級以上職員以外の職員から一般職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

７　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある一般職９級以上職員が一般職９級以上職員以外の職員となった場合

(4)　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある一般職８級職員等が一般職８級職員等及び一般職９級以上職員以外の職員となった場合

(5)　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職９級以上職員以外のものが一般職９級以上職員となった場合

(6)　扶養親族たる配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある職員で一般職８級職員等及び一般職９級以上職員以上以外のものが一般職８級職員等となった場合

(7)　職員の扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

８　前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（調整手当）

第２９条　調整手当は、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

２　調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、１００分の２を乗

じて得た額とする。

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員については、次項のとおり調整手当を支給する。

(1)　就業規則第１５条第１項の規定に基づき在籍出向を命ぜられた職員（以下「出向職員」という。）のうち、出向期間満了等により大学に職務復帰することとなった職員（当該職務復帰の前日に在勤していた勤務箇所に引き続き６か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要と認められる場合に限る。）

(2)　国立大学法人の職員であった者、大学共同利用機関法人の職員であった者、独立行政法人国立高等専門学校機構の職員であった者、国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者、検察官であった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員であった者、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員であった者、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第１４１号）第１条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人の職員であった者又はその他これらに準ずると認められる者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となり、当該在勤することとなった日の前日における勤務地及び在勤期間等を考慮して前号の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた者（採用等の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）

４　前項各号の職員には、出向期間満了等により大学に職務復帰することとなった日又は職員となった日（以下「異動等の日」という。）から２年を経過するまでの間は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間に区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(1)　当該異動等の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動等前の在勤していた地域に係る別に定める支給割合

　ただし、前項第２号該当者にあっては当該異動等の日から同日以後１年を経過する日までの期間異動等前の組織で受けていた調整手当に相当する手当の支給割合

(2)　当該異動等の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）前号の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

５　前各項に規定するもののほか、調整手当に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

第２９条の２　職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下こ

の項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1)　３００キロメートル以上　１００分の１０

(2)　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　学長の要請により交流職員等から引き続き職員となり、これに伴い勤務箇所に変更があった場合には、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、広域異動手当を支給することができる（採用等の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）。

４　前３項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前３項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前３項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第３０条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，００

０円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人徳島大学宿舎規則（平成１６年度規則第２９号。以下「宿舎規則」という。）第１０条の規定による宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2)　第３２条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎規則第１０条の規定による宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

(2)　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第３１条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1)　通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、別に定めるところにより算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、５５，０００円を限度とする。

(2)　通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員	２，０００円
使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員	４，２００円
使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員	７，１００円
使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員	１０，０００円
使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員	１２，９００円
使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員	１５，８００円
使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員	１８，７００円
使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員	２１，６００円
使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員	２４，４００円
使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員	２６，２００円
使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員	２８，０００円
使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員	２９，８００円
使用距離が片道６０キロメートル以上である職員	３１，６００円

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額とする。ただし、５５，０００円を限度とする。また、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が２キロメートル未満のものである場合は、第１号又は第２号により算出した額のいずれか高い額とする。

３　勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の１か月の通勤

に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額（その額が２０，０００円を超えるときは、２０，０００円）及び同項の規定による額の合計額とする。

４　交流職員等から引き続き職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額の算出は、前項の規定を準用する。

５　前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第３２条　交流職員等から引き続き職員として採用（採用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）され、又は、勤務箇所を異にする異動し、若しくは勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が１００キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
１００km以上３００km未満	８，０００円
３００km以上５００km未満	１６，０００円
５００km以上７００km未満	２４，０００円
７００km以上９００km未満	３２，０００円
９００km以上１，１００km未満	４０，０００円
１，１００km以上１，３００km未満	４６，０００円
１，３００km以上１，５００km未満	５２，０００円
１，５００km以上２，０００km未満	５８，０００円
２，０００km以上２，５００km未満	６４，０００円

２，５００㎞以上	７０，０００円

３　第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（有資格職務手当）

第３２条の２　有資格職務手当は、法令の定めにより選任しなければならない次の表の法令上の職名欄に掲げる職を命じられた職員に対して、当該職の区分に応じた手当月額を支給する。

法令上の職名	手当月額
放射線取扱主任者	３，０００円
産業医（新蔵地区）	５，０００円
産業医（常三島地区又は蔵本地区）	１０，０００円
衛生工学衛生管理者又は衛生管理者	３，０００円
電気主任技術者	５，０００円

２　有資格職務手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の有資格職務手当は支給しない。

（専門看護手当）

第３２条の３　専門看護手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員（病院に勤務する者に限る。）のうち、他の職員に比べ職務の複雑、困難又は責任の度等を考慮することが必要と認められるものに従事する職員に支給する。

２　専門看護手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1)　専門看護師又は認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、当該資格が業務に直接役立つと認められ、かつ、病院長が指定する職員　次に掲げる資格の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

イ　専門看護師　１０，０００円

ロ　認定看護師　５，０００円

(2)　病院の手術部に配置されている職員　１０，０００円

(3)　病院の安全管理部及び感染制御部に配置されている職員　１０，０００円

(4)　看護職員の教育指導業務を行い、かつ、病院長が指定する職員　５，０００円

３　専門看護手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の専門看護手当は支給しない。

（臨床手当）

第３２条の４　臨床手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員のうち、医師として診療業務を行い、かつ、病院長が指定する職員に支給する。

２　前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1)　教授　月額６０，０００円

(2)　准教授　月額４０，０００円

(3)　講師　月額３０，０００円

(4)　助教　月額２０，０００円

３　臨床手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の臨床手当は支給しない。

（看護職手当）

第３２条の５　看護職手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員（病院に勤務する者に限る。）に支給する。

２　前項の手当の額は、月額１２，０００円とする。

（看護補助手当）

第３２条の６　看護補助手当は、看護助手に支給する。

２　前項の手当の額は、月額６，０００円とする。

（特殊勤務手当）

第３３条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

(1)　高所作業手当

(2)　死体処理手当

(3)　放射線取扱手当

(4)　夜間看護等手当

(5)　夜間診療手当

(6)　分娩取扱手当

(7)　新生児担当医手当

(8)　セカンドオピニオン手当

(9)　夜勤専従手当

(10)　感染症患者対応手当

（高所作業手当）

第３４条　前条第１号に定める高所作業手当は、施設マネジメント部に所属する職員が地上１５メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

２　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、２００円（当該作業が地上３０メートル以上の場所で行われたときは、３００円）とし、作業に従事した時間が４時間に満たないときは、その額に１００分の６０を乗じて得た額とする。

（死体処理手当）

第３５条　第３３条第２号に定める死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日１日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第１号及び第２号の作業の双方に従事した場合には、第２号の作業に係る手当を支給しない。

(1)　一般職基本給表、技能職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員が、死体の処理作業に従事したとき　３，２００円

(2)　一般職基本給表又は技能職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき　１，０００円

（放射線取扱手当）

第３６条　第３３条第３号に定める放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に、これを支給する。

２　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき２３０円とする。

３　前２項に規定するもののほか、放射線取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜間看護等手当）

第３７条　第３３条第４号に定める夜間看護等手当は、次の各号の一に該当する場合に、これを支給する。

(1)　看護職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後１０時から翌日午前５時までの間（以下「深夜」という。）に行われる看護等の業務に従事したとき。

(2)　医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し、特別な事情の下における救急医療等の業務に従事したとき。

２　前項の手当の額は、その勤務１回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号の業務　勤務の区分に応じて次の表に定める額

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	７，３００円
深夜における勤務時間が４時間以上の勤務	３，５５０円
深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満の勤務	３，１００円
深夜における勤務時間が２時間未満の勤務	２，１５０円

(2)　前項第２号の業務　１，６２０円

３　助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロ

メートル未満である職員及び第３１条第１項第２号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第１項第１号の業務に係る手当額については、前項第１号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道５キロメートル未満の職員	３８０円
通勤距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満の職員	７６０円
通勤距離が片道１０キロメートル以上の職員	１，１４０円

（夜間診療手当）

第３７条の２　第３３条第５号に定める夜間診療手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜に行われる診療の業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、勤務１回につき、１５，０００円とする。

（分娩取扱手当）

第３７条の３　第３３条第６号に定める分娩取扱手当は、次の各号の一に該当する場合に、これを支給する。

(1)　教育職基本給表の適用を受ける職員又は看護職俸給表の適用を受ける助産師が、分娩業務に従事したとき。

(2)　教育職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、分娩補助業務に従事したとき。

２　前項の手当の額は、分娩１件につき、次の各号に定める額とする。

(1)　所定の勤務時間内における前項１号の業務　１０，０００円

(2)　所定の勤務時間以外の時間における前項１号の業務　３０，０００円

(3)　前項２号の業務　２０，０００円

３　前項第２号及び第３号の分娩取扱手当には、第３８条、第３９条及び第４０条に規定する超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当を含むものとする。

（新生児担当医手当）

第３７条の４　第３３条第７号に定める新生児担当医手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）において新生児の診療業務を担当した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、新生児１人につき１０，０００円とする。ただし、複数の職員が当該新生児の診療業務を担当した場合であっても、NICU入室時に主として担当した職員１人に支給する。

（セカンドオピニオン手当）

第３７条の５　第３３条第８号に定めるセカンドオピニオン手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、病院セカンドオピニオン外来を受診し今後の治療等について意見又は判断の提供を依頼する者に対し、その相談業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、相談１件につき、１０，０００円とする。ただし、複数の職員が当該相談業務に従事した場合であっても、主として相談業務に従事した職員１人に支給する。

（夜勤専従手当）

第３７条の６　第３３条第９号に定める夜勤専従手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員が、夜勤に専従することを命じられ、国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する細則（平成１６年度細則第７号）第７条に規定する各割振り単位期間において夜勤に専従した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、勤務１回につき、１１，５００円とする。

（感染症患者対応手当）

第３７条の７　第３３条第１０号に定める感染症患者対応手当は、職員が、防護服の着用又は同等の感染対策を要する感染症患者（疑いを含む。）の受入、診療、看護及び検査等の業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、勤務１日につき、５，０００円とする。

（超過勤務手当）

第３８条　労働時間規則第７条第１項に基づき、１日の実労働時間が所定労働時間を超えて時間外勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる区分に応じた割合（その勤務が深夜に行われた場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)　所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日手当が支給されることとなる日を除く。）　１００分の１２５

(2)　前号以外　１００分の１３５

２　時間外勤務の時間が毎月１日を起算日とする１か月について６０時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その６０時間を超えた時間１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が深夜に行われた場合は、１００分の１７５）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、管理職には超過勤務手当は支給しない。ただし、深夜勤務を命じられた管理職には、当該勤務を命じられた時間１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日手当）

第３９条　労働時間規則第７条第１項に基づき、労基法第３５条に定める休日に勤務を命じられ

た職員には、当該勤務を命じられた時間１時間につき、勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５（その勤務が深夜に行われた場合は、１００分の１６０）を乗じて得た額を休日手当として支給する。

２　労働時間規則第１８条の規定を適用される職員については、所定の勤務時間が労働時間規則第１４条第３号から第５号に当たる日に割り振られた場合は、当該割り振られた所定の勤務時間１時間につき、勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日手当として支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、管理職には休日手当は支給しない。

（夜勤手当）

第４０条　労働時間規則第１８条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当りの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第４１条　宿日直手当は、職員が労働時間規則第１６条の規定により宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられ、病院において、本来の業務に従事せず、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態の発生等に対処するための業務に従事した場合に支給する。

２　前項の業務に従事した場合の手当額は、宿日直勤務１回につき、次に定める額とする。

(1)　教育職基本給表の適用を受ける職員　１６，０００円

(2)　前号以外の基本給表の適用を受ける職員　５，７００円

３　第１項の業務は、前３条の勤務には含まれないものとする。

（オンコール手当）

第４１条の２　オンコール手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員又は医療職基本給表の適用を受ける臨床工学技士が、労働時間規則第１６条の２の規定によりオンコール待機を命じられた場合に支給する。

２　前項の手当の額は、その待機１回につき、次の各号に定める額とする。

(1)　教育職基本給表の適用を受ける職員　１０，０００円

(2)　医療職基本給表の適用を受ける臨床工学技士　１，０００円

第５章　給与の特例等

（休職者の給与）

第４２条　職員が、業務災害又は通勤災害に起因して就業規則第１７条第１項第１号による休職（この条において「傷病休職」という。）に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労災保険法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり、傷病休職に付された場合には、その休職の期間が満２年に達するまでの間、基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、看護職手当、看護補助手当及び期末手当（以下「基本給等」という。）の１００分の８０に相当する給与を支給することができる。

３　前２項に該当する場合を除き、職員が傷病休職に付された場合には、その休職期間が満１年に達するまで間、基本給等の１００分の８０に相当する給与を支給することができる。

４　職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第１７条第１項第３号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、看護職手当及び看護補助手当の１００分の６０の範囲内で給与を支給することができる。

５　職員が就業規則第１７条第１項第４号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の１００分の７０に相当する給与を支給することができる。

６　職員が就業規則第１７条第１項第５号又は第８項の規定に基づく休職に付された場合には、業務に従事する機関等から支給される滞在費等の額に応じ、基本給等に対する支給率を考慮し支給するものとする。この場合において支給率の算定は、１００分の７０から支給される滞在費等の年収に占める割合を除算した割合をもって支給率とする。

７　職員が就業規則第１７条第１項第７号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の１００分の７０（当該職員が業務災害又は通勤災害に遭ったと認められるときは、１００分の１００）の範囲内で給与を支給することができる。

８　休職中の職員に対しては、他の別段の定めのない限り、前各項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

９　休職中の職員が就業規則第１９条の規定に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

（育児休業者等の給与）

第４３条　労働時間規則第２９条の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2)　前号の規定にかかわらず、育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については、当該基準日に係る期末手当及び業績手当を支給することができる。

イ　第２３条に規定する期末手当は、それぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ　第２３条に規定する業績手当は、それぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3)　育児休業中の職員が国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成１６年度規則第２２号）第１１条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸

を調整することができる。

(4)　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5)　前各号に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者等の給与）

第４４条　労働時間規則第３０条の規定により介護休業等をする職員の給与については、その期間の勤務しない１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　前項に規定するもののほか、介護休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業者の給与）

第４４条の２　労働時間規則第３１条の規定により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2)　自己啓発等休業の職員が国立大学法人徳島大学職員の自己啓発等休業に関する規則（平成２４年度規則第９７号）第７条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

(3)　前各号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業）

第４４条の３　労働時間規則第３２条の規定により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2)　配偶者同行休業の職員が国立大学法人徳島大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成２５年度規則第１０９号）第８条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

(3)　前各号に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第４５条　職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

２　前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数の合計であるものとし、その合計時間数に１時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

３　前２項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務災害又は通勤災害を除く。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日（結核性疾患の場合にあっては、１年）を超えて引き続き

勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給、看護職手当及び看護補助手当の半額を減ずる。

第６章　規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第４６条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（この規則により難い場合の措置）

第４７条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（基本給表）

２　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則第４条の規定により大学の職員となる者（以下「承継職員」という。）のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第６条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた職員に、この規則施行の日において適用される第１３条第２項に規定する基本給表は、別に辞令を発せられない限り、その適用されていた俸給表の別に応じ、行政職俸給表（一）については一般職基本給表とし、行政職俸給表（二）については技能職基本給表とし、教育職俸給表（一）については教育職基本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職基本給表とし、医療職俸給表（三）については、看護職基本給表とする。

（基本給月額）

３　前条の適用を受ける職員がこの規則施行の日において受けることとなる基本給表の級号俸は、別に辞令を発せられない限り、当該職員がこの規則施行の日の前日に受けていた俸給表の級号俸と同一とする。また、この規則施行の日以後に、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則９―８（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定の準用により、この規則施行の日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として基本給月額を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

４　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１０年１０月１６日法律第１２０号）附則第１１項から第１３項までの適用を受けている職員の昇給については、第１９条第３号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところに準じて、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

５　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第１１条の７の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第２９条の規定にかかわらず、人事院規

則９―４９―１６の取り扱いに準じて調整手当を支給するものとする。

（扶養手当等）

６　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第１１条に規定する扶養手当、同法第１１条の９に規定する住居手当、同法第１２条に規定する通勤手当及び同法第１２条の２に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の、この規則施行の日における第２８条に規定する扶養手当、第３０条に規定する住居手当、第３１条に規定する通勤手当及び第３２条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおり支給する。ただし、第３１条に規定する通勤手当は、同条第２項第１号により算出した運賃相当額が低廉となる場合においては、改定を行うものとする。

（休職者の給与）

７　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第２３条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の、この規則施行の日における第４２条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおり支給する。

（育児休業等の給与）

８　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１０９号）法第３条第１項の承認を受けて育児休業をしている職員の、この規則施行の日における第４３条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおり取り扱うものとする。

（指定職俸給表適用者に係る経過措置）

９　承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法に定める指定職俸給表の適用を受けていた部局長は、この規則の施行の日において、教育職基本給表の適用を受けるものとする。この場合において、この規則施行の日に、現に当該部局長である者については、当該部局長として在任する期間に限り、この規則施行の日の前日に受けていた俸給月額と著しい不均衡が生じないよう給与を措置するものとする。

（５５歳を超える職員の給与の減額）

１０　平成３０年３月３１日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　基本給月額　当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第４５条第３項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）

に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第１２項及び第１３項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額を減じた額（以下この項及び附則第１２項において「基本給月額減額基礎額」という。））

(2)　調整手当　当該特定職員の基本給月額に対する調整手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額）

(3)　広域異動手当　当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第２４条第３項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（同項に規定する学長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第１項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第３項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第１項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(5)　業績手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第２５条第３項において準用する第２４条第３項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（同項に規

定する学長が定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第１３項において「業績手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第２５条第１項前段に規定する割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第３項において準用する第２４条第３項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第１３項において「業績手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第２５条第１項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(6)　休職者の給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第４２条第１項　前各号に定める額

ロ　第４２条第２項又は３項　第１号から第４号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第４２条第４項　第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第４２条第５項又は第６項　第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第４２条第７項　第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表	６級
教育職基本給表	５級
医療職基本給表	６級
看護職基本給表	６級

１１　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

１２　附則第１０項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第３８条から第４０条まで、第４３条第４号、第４４条第１項及び第４５条第１項に規定する勤務１時間当たり

の給与額は、第９条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１箇月の平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

１３　附則第１０項の規定が適用される間、第２５条第１項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第１０項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績手当減額対象額に１００分の１．３５（特定管理職員にあっては、１００分の１．６５）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、業績手当減額基礎額に１００分の９０（特定管理職員にあっては、１００分の１１０）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附　則（平成１６年１２月９日規則第１１９号改正）

この規則は、平成１７年１月１日から施行する。ただし、この規則の施行の日に現に病院長である者に支給する給与については、引き続き在任する期間に限り、この規則の施行の日の前日に受けていた給与と著しい不均衡が生じないよう措置して支給するものとする。

附　則（平成１７年３月２４日規則第１４７号改正）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１１月３０日規則第４７号改正）

この規則は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日規則第１０７号改正）

改正　平成２１年１１月３０日規則第１８号
平成２２年１１月３０日規則第４５号
平成２４年５月３１日規則第１８号
平成２６年２月１９日規則第６６号

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（基本給表の改正に伴う経過措置）

２　施行日の以前から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に１００分の９９．１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、平成２６年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人徳島大学職員給与規則（平成１６年度規則第８号）附則第１０項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

３　施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等の事情に

よる職員については、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

4　第２項又は前項の適用をうける職員の第１４条第２項、第２６条第３項、第４２条第２項及び第４２条第４項については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人徳島大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成１７年度規則第１０７号）附則第２項又は第３項に規定する基本給の額との合計額」と読み替えるものとする。

（昇給制度の改正に伴う経過措置）

5　第１９条の実施にあたっては、平成２２年１月までの間は、別表第７にかかわらず次の表を適用する。

(1)　平成１９年１月の昇給

昇給区分	特に良好	良好	良好でない
特定職員	５以上	1	0
一般職員	５以上	2	１以下
５５歳以上	２以上	0	0

備考

1　特定職員とは、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級の職員、医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上の職員及び看護職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上の職員をいう。（以下同じ。）

2　一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。（以下同じ。）

3　技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、「５５歳以上」を「５７歳以上」と読み替える。（以下同じ。）

(2)　平成２０年１月～平成２２年１月の昇給

昇給区分	特に良好	良好	良好でない
特定職員	７以上	2	１以下
一般職員	７以上	3	１以下
５５歳以上	３以上	1	0

附　則（平成１８年６月３０日規則第１１号改正）

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２２日規則第８７号改正）

（施行期日）

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（平成２０年３月３１日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

2　平成２０年３月３１日までの間においては、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以

下「新給与規則」という。）第２９条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

３　新給与規則第２９条の２の規定は、平成１６年４月２日から平成１９年３月３１日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

４　前２項に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

（基本給表間の異動に伴う経過措置）

５　施行日の前日に教務員であった者のうち、施行日に技術員又は技術専門職員となった者について、その者が受けることとなった基本給月額が、施行日前に受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附　則（平成１９年１２月５日規則第３１号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年１２月５日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成１９年４月１日から適用する。

（平成１９年度における業績手当の調整）

２　平成１９年６月期においては、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以下「新給与規則」という。）第２５条第１項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の９２．５」とし、平成１９年１２月期においては、新給与規則第２５条第１項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。

附　則（平成２０年３月３１日規則第１０４号改正）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年５月２９日規則第７号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２１年６月１日から施行する。

（平成２１年６月期における賞与の調整）

２　平成２１年６月に支給する期末手当及び業績手当に関する第２４条第１項及び第２５条第１項の規定の適用については、第２４条第１項中「１００分の１４０、」とあるのは「１００分の１２５、」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１０」と、第２５条第１項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」とする。

附　則（平成２１年６月２６日規則第１０号改正）

この規則は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年９月２４日規則第１６号改正）

この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月３０日規則第１８号改正）

この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日規則第５０号改正）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年９月２７日規則第３７号改正）

この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日規則第４５号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

２　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）附則第１０項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成２２年１２月１日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成２２年１２月期における賞与の調整）

３　平成２２年１２月に支給する期末手当及び業績手当に関する改正後の給与規則第２４条第１項、第２５条第１項及び附則第１３項の規定の適用については、第２４条第１項中「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１４０」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１２０」と、第２５条第１項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」と、附則第１３項中「１００分の１．０１２５」とあるのは「１００分の０．９７５」と、「１００分の１．３１２５」とあるのは「１００分の１．２７５」と、「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とする。

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

４　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員のうち、平成２２年１月１日において給与規則第１９条第１項の規定により昇給した職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

５　国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成１６年度規則第２２号）第１５

条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成１６年度規則第２２号）第２７条第１項の規定により読み替えられた国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成１６年度規則第２０号）第３条第１項ただし書の規定により定められたその者の１週間の労働時間を３８．７５時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附　則（平成２３年３月２５日規則第７８号改正）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日規則第６３号改正）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年５月３１日規則第１８号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２４年６月１日から施行し、次項及び附則第５項の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

（平成２４年４月１日、平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号俸の調整）

２　平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第１９条第１項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２４年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

３　平成２５年４月１日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２５年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

４　平成２６年４月１日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に

定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

５　国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成１６年度規則第２２号。以下「育児休業等規則」という。）第２２条第１項に規定する育児短時間勤務中の職員に対する前３項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業等規則第２７条第１項の規定により読み替えられた国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成１６年度規則第２０号）第３条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附　則（平成２４年１２月２７日規則第４５号改正）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日規則第１０７号改正）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月２６日規則第１３号改正）

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則（平成２５年１１月２９日規則第４２号改正）

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月１７日規則第４９号改正）

この規則は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月１９日規則第６６号改正）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２８日規則第１１０号改正）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月１０日規則第２６号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年１２月１０日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成２６年４月１日から適用する。

（平成２７年１月の昇給の特例）

２　第１９条の実施にあたっては、平成２７年１月の昇給は、別表第７にかかわらず次の表を適用する。

平成２７年１月の昇給

昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	７以上	5	2	1	0
一般職員	７以上	5	3	1	0

５５歳を超える者	１以上	0	0	0	0

（平成２６年１２月期における業績手当の調整）

３　平成２６年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０２．５」とし、改正後の附則第１３項の規定の適用については、同項中「１００分の１．１２５」とあるのは「１００分の１．２３７５」と、「１００分の１．４２５」とあるのは「１００分の１．５３７５」と、「１００分の７５」とあるのは、「１００分の８２．５」と、「１００分の９５」とあるのは、「１００分の１０２．５」する。

（差額の精算）

４　この規則の施行に伴い生じる差額については、平成２７年１月の給与支払日に精算するものとする。

附　則（平成２７年３月２４日規則第６３号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（基本給表の改正に伴う経過措置）

２　施行日の以前から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人徳島大学職員給与規則（平成１６年度規則第８号）附則第１０項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

３　施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等の事情による職員については、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

４　第２項又は前項の適用をうける職員の第２４条第３項、第４２条第２項及び同条第４項については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人徳島大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成２６年度規則第２６号）附則第２項又は第３項に規定する基本給の額との合計額」と読み替えるものとする。

（広域異動手当の改正に伴う経過措置）

５　施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第２９条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の８」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の４」とあるのは「１００分の３」とする。

附　則（平成２８年２月１０日規則第３７号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年２月１０日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年１２月期における業績手当の調整）

２　平成２７年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」とし、改正後の附則第１３項の規定の適用については、同項中「１００分の１．２」とあるのは「１００分の１．２７５」と、「１００分の１．５」とあるのは「１００分の１．５７５」と、「１００分の８０」とあるのは、「１００分の８５」と、「１００分の１００」とあるのは、「１００分の１０５」とする。

附　則（平成２８年３月１４日規則第４８号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（広域異動手当の改正に伴う経過措置）

２　施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第２９条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

附　則（平成２８年３月２５日規則第９９号改正）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２８日規則第２８号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年１２月２８日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成２８年４月１日から適用する。ただし、第２８条及び附則第４項から第６項までの規定は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成２８年１２月期における業績手当の調整）

２　平成２８年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とし、改正後の附則第１３項の規定の適用については、同項中「１００分の１．２７５」とあるのは「１００分の１．３５」と、「１００分の１．５７５」とあるのは「１００分の１．６５」と、「１００分の８５」とあるのは、「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは、「１００分の１１０」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、平成２９年１月の給与支払日に精算するものとする。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

４　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の第２８条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「一般職８級等職員」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、第５項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。」とあるのは「(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）。なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。　(3)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）　(4)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」と、第６項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあ

るのは「扶養親族」と、「なった日、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡し、又は解雇された日、一般職９級以上職員以外の職員から一般職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

５　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の第２８条第１項ただし書及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「一般職８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、第５項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職９級以上職員

に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡し、又は解雇された日、一般職９級以上職員以外の職員から一般職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

６　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の第２８条第１項ただし書並びに第７項第３号及び第５号までの規定は適用せず、第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「一般職８級職員等」とあるのは「一般職８級以上職員等」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、第５項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職９級以上職員から一般職９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡し、又は解雇された日、一般職９級以上職員以外の職員から一般職９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養

親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般職８級職員等が一般職８級職員等及び一般職９級以上職員」とあるのは「一般職８級以上職員等が一般職８級以上職員等」と、同項第６号中「一般職８級職員等及び一般職９級以上職員」とあるのは「一般職８級以上職員等」と、「が一般職８級職員等」とあるのは「が一般職８級以上職員等」とする。

附　則（平成２９年３月２９日規則第６７号改正）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月２５日規則第１３号改正）

この規則は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２７日規則第４０号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成２９年１２月２７日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、附則第４項及び第５項の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（平成２９年１２月期における業績手当の調整）

２　平成２９年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とし、改正後の附則第１３項の規定の適用については、同項中「１００分の１．３５」とあるのは「１００分の１．４２５」と、「１００分の１．６５」とあるのは「１００分の１．７２５」と、「１００分の９０」とあるのは、「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは、「１００分の１１５」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、平成３０年１月の給与支払日に精算するものとする。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

４　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成２７年１月１日において国立大学法人徳島大学職員給与規則第１９条第１項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとな

る号俸の１号俸上位の号俸とする。

５　国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成１６年度規則第２２号。以下「育児休業等規則」という。）第２２条第１項に規定する育児短時間勤務中の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業等規則第２７条第１項の規定により読み替えられた国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成１６年度規則第２０号）第３条第１項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附　則（平成３０年４月２５日規則第１号改正）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年９月１２日規則第９号改正）

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２６日規則第２６号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年１２月２６日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成３０年４月１日から適用する。ただし、第３３条第８号及び第３７条の５の改正規定は、平成３１年１月１日から、第２４条第１項、第３３条第９号及び第３７条の６の改正規定は、平成３１年４月１日から施行する。

（平成３０年１２月期における業績手当の調整）

２　平成３０年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、平成３１年１月の給与支払日に精算するものとする。

附　則（平成３１年２月２７日規則第４１号改正）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第８９号改正）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月１１日規則第１８号改正）

この規則は、令和元年９月１４日から施行する。ただし、第３２条の３第２項の改正規定は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２５日規則第３１号改正）

（施行期日）

１　この規則は、令和元年１２月２５日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、第３０条の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（令和元年１２月期における業績手当の調整）

２　令和元年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、令和２年１月の給与支払日に精算するものとする。

（住居手当に関する経過措置）

４　第３０条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第３０条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用量を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の第３０条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)　改正後の第３０条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2)　旧手当額から改正後の第３０条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

附　則（令和２年３月２５日規則第８０号改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１０日規則第７号改正）

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月８日規則第６９号改正）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２日規則第２８号改正）

この規則は、令和４年３月１日から施行し、施行日に在職する職員に対し、令和４年１月１日から適用する。

附　則（令和４年３月１７日規則第４７号改正）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月６日規則第２１号改正）

この規則は、令和４年１１月１日から施行し、施行日に在職する職員に対し、令和４年１０月

１日から適用する。

附　則（令和４年１２月２１日規則第２５号改正）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年１２月２１日から施行し、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則の規定は、施行日に在職する職員に対し、令和４年４月１日から適用する。ただし、第２５条の改正規定については、令和４年１２月１日から適用する。

（令和４年１２月期における業績手当の調整）

２　令和４年１２月期に支給する業績手当に関する改正後の第２５条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、令和５年１月の給与支払日に精算するものとする。

附　則（令和５年２月８日規則第３６号改正）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　当分の間、職員の基本給月額は、当該職員が６０歳（用務員にあっては、６３歳）に達した日後における最初の４月１日（附則第４項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される基本給表の基本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

３　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)　教員

(2)　就業規則第２６条の４の規定により就業規則第２６条の２第１項に規定する異動期間（就業規則第２６条の４の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第２６条の２第１項に規定する管理監督職に就いている職員

４　就業規則第２６条の２による管理監督職以外の職への降任をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下、この項及び附則第６項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける基本給月額（以下この項において「特定日基本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた基本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（学長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、

附則第２項の規定により当該職員の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。

5　前項の規定による基本給の額と当該基本給を支給される職員の受ける基本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の基本給月額と当該職員の受ける基本給月額」とする。

6　異動日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（附則第２項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第４項に規定する職員を除く。）であって同項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、学長が別に定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

7　附則第４項又は前項の規定による基本給を支給される職員以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員であって、採用、異動等の事情を考慮して当該基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける基本給月額のほか、学長が別に定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

8　附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する第１４条第２項の規定の適用については、当分の間、「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額」とあるのは「別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）」とする。

9　附則第２項から第７項までに定めるもののほか、附則第２項の規定による基本給月額、附則第４項の規定による基本給その他附則第２項から第７項までの規定の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令和５年１２月１４日規則第２４号改正）

この規則は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月２７日規則第２８号改正）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年１２月２７日から施行し、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則の規定は、施行日に在職する職員に対し、令和５年４月１日から適用する。ただし、第２４条及び第２５条の改正規定については、令和５年１２月１日から適用する。

（令和５年１２月期における賞与の調整）

2　令和５年１２月期に支給する期末手当及び業績手当に関する改正後の第２４条第１項及び第２５条第１項の規定の適用については、第２４条第１項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、

第２５条第１項中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」とする。

（差額の精算）

３　この規則の施行に伴い生じる差額については、令和６年１月の給与支払日に精算するものとする。

附　則（令和６年２月１５日規則第４３号改正）

この規則は、令和６年３月１日から施行し、施行日に在職する職員に対し、令和６年２月１日から適用する。

別表第1（第13条関係）

一般職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額	6 基本給月額	7 基本給月額	8 基本給月額	9 基本給月額	10 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					

92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考:この基本給表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第13条関係)

技能職基本給表

級	1	2	3	4	5
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800

45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	

93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考:この基本給表は、機器の運転操作、自動車の運転、構内清掃等の労務、その他技能的業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第13条関係)

教育職基本給表

級	1	2	3	4	5
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400

45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	

93	305,600	357,900	420,800	457,200
94	306,300	358,300	421,200	457,500
95	306,900	358,800	421,500	457,800
96	307,500	359,200	421,800	458,100
97	307,700	359,800	422,100	458,400
98	308,200	360,300	422,500	458,900
99	308,700	360,700	422,800	459,200
100	309,200	361,200	423,100	459,500
101	309,400	361,600	423,400	459,800
102	309,800	362,100	423,800	
103	310,100	362,400	424,100	
104	310,600	362,800	424,400	
105	311,000	363,300	424,700	
106	311,300	363,700	425,000	
107	311,600	364,200	425,300	
108	311,900	364,700	425,600	
109	312,100	365,100	425,900	
110	312,500	365,600	426,200	
111	312,900	366,100	426,500	
112	313,300	366,500	426,800	
113	313,600	366,900	427,100	
114	314,000	367,300	427,400	
115	314,300	367,800	427,700	
116	314,600	368,200	428,000	
117	314,900	368,600	428,200	
118	315,300	369,000		
119	315,700	369,500		
120	316,100	369,900		
121	316,300	370,200		
122	316,500	370,600		
123	316,800	371,100		
124	317,100	371,400		
125	317,400	371,800		
126	317,600	372,300		
127	317,900	372,800		
128	318,300	373,200		
129	318,600	373,600		
130	318,900	374,100		
131	319,300	374,600		
132	319,500	375,100		
133	319,700	375,600		
134	320,000	376,100		
135	320,300	376,600		
136	320,500	377,100		
137	320,800	377,600		
138	321,000	378,100		
139	321,300	378,600		
140	321,600	379,100		

141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

備考:この基本給表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務員に適用する。

別表第4（第13条関係）

医療職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額	6 基本給月額	7 基本給月額	8 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	

45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			

93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

備考:この基本給表は、病院及びキャンパスライフ健康支援センター等に勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、臨床工学技士、視能訓練士及びその他医療技術職員に適用する。

別表第5（第13条関係）

看護職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額	6 基本給月額	7 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000

45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					

141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考:この基本給表は、病院及びキャンパスライフ健康支援センター等に勤務する保健師、
助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第６（第２７条関係）

期間の区分	手当の額
１年未満	円 ５１，１００
１年以上２年未満	５１，１００
２年以上３年未満	５１，１００
３年以上４年未満	５１，１００
４年以上５年未満	５１，１００
５年以上６年未満	５１，１００
６年以上７年未満	４９，３００
７年以上８年未満	４７，５００
８年以上９年未満	４５，７００
９年以上１０年未満	４３，９００
１０年以上１１年未満	４２，１００
１１年以上１２年未満	４０，３００
１２年以上１３年未満	３８，５００
１３年以上１４年未満	３６，７００
１４年以上１５年未満	３５，３００
１５年以上１６年未満	３３，９００
１６年以上１７年未満	３２，５００
１７年以上１８年未満	３１，１００
１８年以上１９年未満	２９，７００
１９年以上２０年未満	２８，３００
２０年以上２１年未満	２６，９００
２１年以上２２年未満	２６，３００
２２年以上２３年未満	２５，７００
２３年以上２４年未満	２４，７００
２４年以上２５年未満	２４，１００
２５年以上２６年未満	２３，５００
２６年以上２７年未満	２２，９００
２７年以上２８年未満	２２，３００
２８年以上２９年未満	２１，５００
２９年以上３０年未満	２１，２００

３０年以上３１年未満	２０，８００
３１年以上３２年未満	２０，２００
３２年以上３３年未満	１９，３００
３３年以上３４年未満	１８，４００
３４年以上３５年未満	１７，７００

備考　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日以降の期間を示す。

別表第７（第１９条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	８以上	6	3	2	0
一般職員	８以上	6	4	2	0
５５歳を超える者	２以上	1	0	0	0

備考

１　昇給区分の適用は次のとおりとする。

A　勤務成績が極めて良好である職員

B　勤務成績が特に良好である職員

C　勤務成績が良好である職員

D　勤務成績がやや良好でない職員

E　勤務成績が良好でない職員

２　特定職員とは、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級の職員、医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上の職員及び看護職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上の職員をいう。

３　一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。

４　用務員にあっては、「５５歳を超える者」を「５７歳を超える者」と読み替える。